

東浦町予防接種事故災害補償要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国町村会総合賠償補償保険への加入に伴い、東浦町（以下「町」という。）が法定外の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種に係る事故の災害補償について定めるものとする。

(補償の対象)

第2条 町は、自己が次条に定める予防接種を行うことにより、第4条に定める補償対象者に身体障害（死亡又は予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）別表第2に定める障害に限る。）が発生した場合（この要綱の施行後に発見された場合に限る。）において、当該補償対象者に対し、この要綱に従い第5条に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

第3条 前条で定める補償の対象とする予防接種は、法定外の予防接種で、町が自らの行政措置として自ら行うすべてのものとする。ただし、昭和52年4月1日以後に実施したものに限る。

2 町が委託契約書に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める町が自ら行う予防接種とみなす。

3 町が他の市町村より委託契約書に基づき委託を受けて行う予防接種は、第1項に定める町が自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第4条 この要綱により町が補償を行う者は、前条の規定により補償の対象とする予防接種を受けたすべての者とする。

2 町は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準及び補償金額)

第5条 町は、次の基準及び金額に基づき補償を行う。

(1) 補償基準

ア 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に死亡又は予防接種法施行令別表第2に定める障害を被った場合に限る。

イ 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

(2) 補償金額

ア 死亡の場合（以下「死亡補償金」という。） 44,200,000円

イ 障害の場合（以下「障害補償金」という。）

予防接種法施行令別表第2に定める障害等級1級の場合 44,200,000円

予防接種法施行令別表第2に定める障害等級2級の場合 29,431,000円

予防接種法施行令別表第2に定める障害等級3級の場合 22,468,000円

ただし、町は、死亡補償金と障害補償金を重複しては給付しない。

(損害賠償の免責)

第6条 町は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その補償額の限度において民法（明治 29 年法律第 89 号）又は国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）による損害賠償の責を免れる。

(準用規定)

第7条 この要綱に定めのない事項については、全国町村会総合賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国町村会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 23 日から施行し、改正後の東浦町予防接種事故災害補償要綱の規定は、同日以後に発見した予防接種に係る事故の災害補償について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 29 日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町予防接種事故災害補償要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。